

葛卷町農業委員会  
第11回総会議事録

1 日 時 令和元年5月21日(火) 午後1時30分から午後2時44分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第3号 農地の現状変更完了報告書の受理について

報告第4号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進                      ③ 藤 森 康 隆                      ④ 藤 岡 俊 策

⑤ 川 崎 美由起                      ⑥ 久 保 淳                      ⑧ 星 野 順 子

⑨ 南 坂 スガ子

5 欠席委員

② 門 場 政 一                      ⑦ 落 宰 勝

6 議事録署名委員

⑥ 久 保 淳                      ⑧ 星 野 順 子

7 書記(農業委員会事務局)

和 野 康 弘 (事務局長)                      上 山 洋 子 (総務係長)

**事務局長**

ただ今から葛巻町農業委員会第11回総会を進めさせていただきます。  
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入らせていただきたいと思います。  
よろしくお願いいたします。

**会 長**

〔あいさつ〕

ご苦労様です。

久々の雨で人にとっても畑にとっても恵みの雨かなと思っていたんですけども、テレビを見ましたらまだ5.5mmしか降っていないということで、このままあと半日くらい降っても足りないのではないかなと思います。

令和という新しい時代が始まりまして、第1回目の総会となります。よろしくお願いいたします。

それから、今月の27日に東京都で全国農業委員会会長大会が開催されます。26日から東京の方に行って参ります。その報告は来月の総会でしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

**議 長**

〔開 会〕

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名中7名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

なお、2番門場会長職務代理者と7番落宰委員から欠席の申し出がありましたので報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

**議 長**

《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、6番久保委員、8番星野委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の和野事務局長と上山係長を指名いたします。

**議 長**

《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

**議 長**

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

**議 長**

《日程第 3 》

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

**議 長**

【事務局長 挙手】

事務局長。

**事務局長**

はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
4月24日(水)	葛巻町産業振興協議会会計監査 (役場 第2会議室)	会長
5月 8日(水)	葛巻町産業振興協議会委員会 (役場 第4会議室)	会長
11日(土)	第20回葛巻町植樹祭 (森のこだま館)	会長 事務局長
15日(水)	現地確認調査 (町 内)	川崎委員・星野委員 総務係長
17日(金)	市町村農業委員会会長・事務局長合同研修会及び会議 (盛岡市 勤労福祉会館)	事務局長

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4》

議 長 次に日程第4「議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は1ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。

1件目の案件についてご説明いたします。●●字●●の畑1筆7,502㎡の一部を●●●●の携帯電話基地局設置に伴う工事用地として使用するもので、貸付人及び借受人は記載のとおりです。申請地の位置につきましては5ページをご覧ください。対象農地は●●●バス停から●●●●●線を北へ約1,100m進んだ町道の左脇にございます。6ページ以降に本申請の平面図を添付しております。資材置場及び作業スペースとして165.73㎡を使用するもので、期間は7月から9月までの約3か月を予定しております。2ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。また、携帯電話無線基地局の建設計画につきましても、同日付で●●●●●●●●から提出されておりますので申し添えます。

次に2件目についてご説明いたします。議案書は1ページをご覧ください。この案件は、●●●●●●●●●●が砂利採取のため農地を一時転用するものでございます。農地の所在は●●●●●●●●●●第●●地割字●●●●で、●●●●地区の●●●●●●●●●●さんの畑1筆1,180㎡でございます。申請地の位置につきましては18ページをご覧ください。対象農地は●●●●●●●●●●号の●●●●バス停

から●●●●●線を約80m下り右側の農道を直進して約70m先の左手でございまして、すでに許可相当と決定し、砂利採取を進めている農地に隣接する場所です。調査書は11ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございまして、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

次に3件目についてご説明いたします。議案書は、1ページをご覧ください。この案件も●●●●●●●●●●が砂利採取のため、農地を一時転用するものでございまして、農地の所在は●●第●地割字●●●●で、●●●●地区の●●●●●●●●●●さんほか2名の畑2,829㎡でございまして、申請地の位置につきましては18ページをご覧ください。対象農地は2件目に説明しました案件の隣の畑でございまして、調査書は12ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございまして、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、地区担当の遠藤推進委員、今待推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を5番川崎委員にお願いします。

【5番川崎委員 挙手】

議 長  
5 番

川崎委員。

現地確認結果を報告します。

1番の案件は、携帯電話基地局の設置用地として一時的に使用するものです。工事にあたっては鉄板を敷設して行われることなどから、農地への影響は少ないと思われます。

このことから、調査書に記載のとおり特に問題はないものと判断いたしました。

2番、3番の案件とも砂利採取に伴う一時転用になります。どちらも飼料用作物が作付けされていた場所で、貸借期間は許可日から1年間となっております。

転用業者の説明では、いずれも工事完了後に飼料畑として使える状態にしたいということでした。

よって、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

## 《日程第 5》

議 長

次に日程第5「議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。それでは、利用権設定に係る案件について、事務局より議案の説明を求めます。

### 【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は21ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の農用地利用集積計画についての利用権設定に係る案件について、ご説明いたします。21ページの1番から26ページの12番まで、すべて基盤法による貸借を行う農地で、新規の案件でございます。

まず1番の案件は、●●第●地割字●●●の畑1筆10,723㎡は、同地区の●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●さんに貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に2番の案件は、●●第●地割字●●の畑1筆14,174㎡は、同地区の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次のページをご覧ください。次に3番の案件は、●●第●地割字●●の畑1筆4,080㎡は●●●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●さんに貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

4番の案件は、●●第●地割字●●の畑1筆1,629㎡、字●●の畑1筆2,058㎡、2筆合計3,687㎡は、●●地区の●●●●●さんの農地で、同地区の●●●●●さんに貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に5番の案件は、●●第●地割字●●●の畑1筆12,454㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●さんに貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次のページをご覧ください。6番の案件は、●●第●●地割字●●の畑1筆11,640㎡は、●●●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●さんに貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

7番の案件は、●●第●地割字●●の畑4筆76,863㎡、田2,173㎡、5筆合計79,036㎡は●●●地区の●●●●●さんの農地で、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に8番の案件は、●●第●●地割字●●●の田1筆1,843㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次のページをご覧ください。9番の案件は、●●第●地割字●●の畑7筆11,582㎡、田7筆8,518㎡、14筆合計20,100㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

10番の案件、●●第●地割字●●の畑5筆13,494㎡、田4筆3,116㎡、9筆合計16,610㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

議案書は26ページをご覧ください。11番の案件は、●●第●地割字●●の畑1筆9,992㎡は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

次に12番の案件は、●●第●地割字●●●の畑3筆10,102㎡は、同地区の●●●●●さんの農地で、●●●地区の●●●●●さんに貸し付けるものでございます。利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの議案第2号の利用権設定に係る案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

**【4番藤岡委員 挙手】**

議長 藤岡委員。

4番 はい。岩手県農業公社に貸し付けるものは、7番から10番の案件になると思いますが、この貸付の条件といたしますか、貸した方に支援金等が入るのでしょうか。貸した方にもお金が入る制度があるかと思いますが、今回の案件もそれに当てはまるのでしょうか。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 はい。次にご審議いただきます議案第3号で配分計画がございます。その中で、岩手県農業公社への貸付についてが出てきます。配分計画の中で貸付に係る金額等は明記されていますので、ご覧いただければと思います。

支援金につきましては私の方でも調べておきたいと思います。申し訳ございません。

議長 ほかにございませんか。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定に係る案件についてを原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。

よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定に係る案件については原案のとおり決定いたします。

次に「議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、所有権移転に係る案件について、事務局より説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

議案書は27ページをご覧ください。所有権移転の利用集積計画の案件でございます。

この案件は、●●第●地割字●●及び●●●の田4筆5,930㎡、畑9筆18,709㎡、13筆合計24,639㎡で、●●●地区の●●●●●さんの農地です。

農地を処分したいとの所有者の意向により、公益社団法人岩手県農業公社に所有権を移転するもので、売買価格及び移転の時期等は記載のとおりです。

なお、この農地はこれまで農地中間管理事業を活用していることから、「報告第2号

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」において、後ほど合意解約の報告をいたします。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの議案第2号の利用権設定に係る案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、所有権移転に係る案件についてを原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、所有権移転に係る案件については原案のとおり決定いたします。

## 《日程第6》

議 長

次に日程第6「議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。

この議案の5番の案件には、6番久保委員が権利設定を受ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当するため、議案説明前に退席をお願いいたします。

それでは1番から4番の案件について、事務局より説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は29ページをご覧ください。1番の案件は、先ほど「議案第2号の7番」の案件でご審議いただいた●●地区の●●●●さんの農地5筆合計79,036㎡でございます。農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。この配分案については、別紙「中間管理事業配分計画案一覧表」をご覧ください。めぐっていただいて資料No.1の優先順位検討表をご覧ください。一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった同地区の●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

次に2番の案件でございます。先ほど「議案第2号の9番」の案件でご審議いただいた●●地区の●●●●●さんの農地14筆20,100㎡と、同じく「議案第2号の10番」の案件でご審議いただいた●●地区の●●●●●さんの農地9筆16,610㎡、合計23筆36,710㎡でございます。農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。この配分案については、別紙「中間管理事業配分計画案一覧表」をご覧ください。めぐっていただいて資料No.2の



優先順位検討表をご覧ください。一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった同地区の●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

次に31ページをご覧ください。3番及び4番の案件でございます。この配分計画案については、これまで、●●●●●さんが農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、農地中間管理事業において利用権の設定を受けていましたが、●●●●●さんがお亡くなりになったことから、相続人である●●●●●さんへ変更するものであります。この配分理由については、別紙「中間管理事業配分計画案一覧表」の資料No. 3、資料No. 4に記載しているとおりでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番から4番の案件についてを、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番から4番の案件については原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

議長 次に「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、5番の審議に入りますので、6番久保委員は退席をお願いいたします。

【6番久保委員 退席】

議長 それでは「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、5番の案件について、事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は34ページをご覧ください。5番の案件は、先ほど「議案第2号の8番」の案件でご審議いただいた●●地区の●●●●●さんの農地1筆1,843㎡でございます。

事務局長 農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。

事務局長 この配分案については、別紙「中間管理事業配分計画案一覧表」をご覧ください。めぐっていただいて資料No. 5の優先順位検討表をご覧ください。

事務局長 一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●●地区の●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

事務局長 以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、5番の案件について、質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、5番の案件についてを、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、5番の案件については原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

6番久保委員は入室してください。

【6番久保委員 入室】

《日程第7》

議 長 次に日程第7「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は35ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

4月20日、●●●●●●の●●●●●●さんからの届出で、遺産分割協議が成立したことにより取得したものです。

現状は、飼料作物が作付けされて適正に管理されている農地もありましたが、急傾斜地で作業が困難な農地、進入路がない農地、大型機械での作業が困難な農地など、作付けされていない農地はいずれも狭い農地で、近年使われていない状況でした。

農業委員会へのあっせん希望はありましたが、一部につきましては農地として活用するには困難な状況であり、一部の農地はあっせんの対象ではない旨を記載し、5月20日に受理通知書を送付しております。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第8》

議 長 次に日程第8「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は36ページをご覧ください。この報告事項は、「議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」の所有権移転についてでご審議いただいた案件に係るものでございます。

1番及び2番とも、●●第●地割字●●及び●●●●の田4筆5,930㎡、字●●●の畑9筆



したので、ご報告いたします。

1番は●●地区で、昨年8月10日に一時転用許可を受けた分の完了報告です。

2番、3番、4番も同じく●●地区で、それぞれが隣接している農地ですが本年3月15日に一時転用許可を受けた分の完了報告です。

なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を5番川崎委員にお願いします。

**【5番川崎委員 挙手】**

議長 長 川崎委員。

5番 現地確認結果を報告します。

今回の事案すべてが●●地区の農地で、砂利採取による一時転用でしたが、十分な埋め戻しが行われており、砂利採取前の農地に復元されていることを確認して参りました。

以上です。

議長 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

**《日程第II》**

議長 長 次に日程第II「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 長 事務局からあれば、お願いします。

**【「なし」の声】**

議長 長 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で本日の日程が全て終わりましたので、葛巻町農業委員会第II回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和元年5月28日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_